

# プレス検査業者災害防止協議会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、プレス検査業者災害防止協議会（略称は「プレス協議会」とする。）と称する。

### (目的)

第2条 本会は、プレス検査業者の資質の向上と親睦を深めて、プレス検査業者の活力を伸長し、併せて、中央労働災害防止協会（以下「中災防」という。）と連携して、事業場におけるプレス災害の防止に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、つぎの事業を行う。

- (1) プレス関係法令等の研究会、講習会
- (2) プレス災害事例等の研究会
- (3) 検査技術等に関する情報交換
- (4) 適切な検査を行うための会員間の連絡調整
- (5) 関係官庁との連絡調整
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (会員資格)

第4条 本会の会員は、動力プレスに係る検査業者として登録を受けた者であって本会の目的に賛同した者とする。

### (入退会手続き)

第5条 本会に入会する者は、会長が別に定める入会届を、あらかじめ会長あてに提出しなければならない。また、本会を退会する者は、あらかじめ書面（様式自由）により、その旨を会長あてに提出しなければならない。

### (議決権等)

第6条 会員は、各1個の議決権及び選挙権を有する。

### (会費)

第7条 会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- 2 納入した会費は、いかなる事由があっても返還しない。

### (会員の規約等遵守)

第8条 会員は、本規約及び総会の決定事項を遵守しなければならない。

### 第3章 役員等

#### (役員の定数)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名 以内
- (3) 幹 事 20名以内
- (4) 会計監査 2名

#### (役員の職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を行う。
- 3 幹事は、幹事会の構成員となり、会務を分掌する。
- 4 会計監査は、本会の経理の状況を監査する。

#### (役員の選任)

第11条 役員は、総会において会員の中から選任する。

#### (役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。

#### (顧問等)

第13条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、総会において推戴する。
- 3 顧問は、本会の運営に関する重要な事項について会長の諮問に応じ、又は、会長に意見を述べることができる。
- 4 相談役は、本会の運営に関して、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。

### 第4章 総会及び幹事会

#### (総会の招集)

第14条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、会長が毎年6月に招集する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときは、幹事会に招いて、招集することができる。

#### (議長)

第15条 総会の議長は、会長とする。

(議決事項)

第16条 総会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 役員の選任
- (4) 会費に関する事項
- (5) 顧問及び相談役の推戴
- (6) 事業報告及び収支決算
- (7) 会計監査の経理状況監査結果の承認
- (8) その他幹事会が必要と認めた事項

(総会の議事)

第17条 総会は、会員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 総会の議事は、出席した会員の議決権の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。
- 3 前二項の場合において、書面により、議決権の行使を他の会員又は役員に委任した会員は、出席したものとみなす。

(議事録)

第18条 総会の議事録は、議長及び議長の指名した幹事が作成し、これに署名するものとする。

(幹事会)

第19条 幹事会は、会長、副会長、幹事で構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

(幹事会の議事)

第20条 幹事会の議長は、会長とする。

- 2 幹事会の議事は、出席者の議決権の過半数で決する。可否同数のときは、議長が決する。
- 3 第17条第3項の規定は、幹事会に準用する。

(幹事会の議決事項)

第21条 幹事会は、次の事項について審議決定する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 臨時総会の招集に関する事項
- (3) 会務の処理に関する重要な事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

## 第5章 資産及び会計

### (資産)

第22条 本会の資産は、会費、寄附金その他の収入とし、会長が管理する。

### (経費の支弁)

第23条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

### (会計年度)

第24条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 その他

### (会員の除名等の措置)

第25条 会長は、会員が本規約又は総会の決定事項に従わない場合、幹事会の議決に基づき、当該会員に対して、本会の除名、退会勧告あるいは一定期間（一年以内）の会員資格の停止等必要な措置をとることができる。

### (中災防の役職員)

第26条 本会は、総会その他の会議等の中災防役職員の出席を求めるものとする。

2 会長は、本会の運営について、中災防の意見を求めるものとする。

### (庶務)

第27条 本会の庶務は、その処理を中災防に委託するものとする。

### (賛助会員)

第28条 本会は、動力プレスに係る事業内検査を実施する事業者で、本会の目的に賛同するものを、賛助会員とすることができる。

## 附則

### (施行期日)

- 1 この規約は、昭和62年6月18日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の会計年度は、第21条の規定にかかわらず、昭和62年6月18日から昭和63年5月31日までとする。
- 3 この規約の改正は平成9年6月1日より施行する。

### 附則（平成14年2月21日）

- 1 この規約の改正は、平成14年2月21日から施行する。
- 2 本会の平成13年度の会計年度は、第22条の会計年度の規定にかかわらず、平成13年6月1日から平成14年3月31日までとする。

### 附則（平成17年6月14日）

この規約の改正部分は、平成17年6月14日から施行する。

### 附則（平成19年6月13日）

この規約の改正部分は、平成１９年６月１３日から施行する。  
附則（平成２１年６月１８日）

この規約の改正部分は、平成２１年６月１８日から施行する。  
附則（平成２８年６月９日）

この規約の改正部分は、平成２８年６月９日から施行する。

規約第7条の会費の額等について

昭和62年6月18日

設立総会決定

平成14年2月21日

臨時総会決定

平成19年6月13日

通常総会決定

平成27年6月9日

第29回通常総会決定

平成28年6月9日

第30回通常総会決定

1 会費の額

- (1) 年額36,000円とする。ただし、会計年度途中に入会した会員については、月額3,000円の月割計算とする。
- (2) 賛助会員の会費は、年額18,000円とする。ただし、会計年度途中に入会した賛助会員については、月額1,500円の月割計算とする。

2 納入の時期

- (1) 全額を毎年4月中に納入するものとする。ただし、会員の申し出により、各半額を4月中又は10月中に分納することができる。
- (2) 年度途中に入会した会員は、入会した月の末日までに、1の月割計算の金額を納入するものとする。ただし、会員の申し出により、直近の納期までは月割計算による会費、次期納期は年額の半額により分納することができる。